

◎人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案新旧対照表

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条〔略〕</p> <p>2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、少子化及び高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、人種等を理由とする差別の防止、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護、自殺対策の推進並びに子どもの貧困対策の推進に関する政策その他の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十三〔略〕</p> <p>四十四 障害者基本計画（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十号）第十一条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。</p> <p>四十四の二 人種等を理由とする差別の防止に関する基本的な方針（人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条〔略〕</p> <p>2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、少子化及び高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護、自殺対策の推進並びに子どもの貧困対策の推進に関する政策その他の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十三〔略〕</p> <p>四十四 障害者基本計画（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十号）第十一条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。</p> <p>〔新設〕</p>

法律（平成二十七年法律第 号）第七条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。
 四十五く六十二 〔略〕

（設置）

第三十七条 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

〔略〕	障害者政策委員会	〔略〕	〔略〕
〔略〕	人種等差別防止政策審議会	障害者基本法	〔略〕
〔略〕	人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律	〔略〕	〔略〕

四十五く六十二 〔略〕

（設置）

第三十七条 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

〔略〕	障害者政策委員会	〔略〕	〔略〕
〔新設〕	〔新設〕	障害者基本法	〔略〕
〔略〕	〔新設〕	〔新設〕	〔略〕

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）（抄）（附則第三項関係）（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（内閣府設置法の一部改正）</p> <p>第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第三項第四十四号の二を同項第四十四号の三とし、同項第四十四号の次に次の一号を加える。</p> <p>〔略〕</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（内閣府設置法の一部改正）</p> <p>第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。</p> <p>〔略〕</p>